\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc
大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄)(附則第十四条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)(抄)(附則第十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)(抄)(附則第十二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)(抄)(附則第十一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)(附則第十条関係)(・・・・・))	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)(抄)(附則第九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)(抄)(第十条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)(抄)(第九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)(第八条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)(抄)(第七条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(第六条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(抄)	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)(抄)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)(抄)

52 50 49 47 46 45 44 37 36 31 26 23 17 16 12 1

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

 \bigcirc 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

* よる改正後のもの 「現行」は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第四十七号)第二条に

改正案	現行
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~5 (略)	2~5 (略)
6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認	6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認
定を受けた施設、同条第十一項の規定による公示がされた施設及び幼保	定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連
連携型認定こども園をいう。	携型認定こども園をいう。
7~12 (略)	7~12 (略)
(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)	(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等)
第三条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県及び地方自治法(昭和二	第三条 幼稚園又は保育所等の設置者(都道府県を除く。)は、その設置
十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下	する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知
単に「指定都市」という。)を除く。)は、その設置する幼稚園又は保	事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限
育所等が都道府県(当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設(指定	に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十条の
都市の区域内に所在する施設であって、都道府県が単独で又は他の地方	二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員
公共団体と共同して設立する公立大学法人(地方独立行政法人法(平成	会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあっては、都道府県の教

び第四章において同じ。 る場合にあっては、 都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定 の二の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を受けて当該 による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法第百八十条 場合にあっては、 旨の都道府県知事 る場合にあっては、 十五年法律第百十八号) 以下同じ。 当該指定都市の長) が設置する施設以外のものをいう。 (当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である 都道府県又は指定都市の教育委員会。 当該指定都市)の条例で定める要件に適合している)の認定を受けることができる。 第六十八条第 (保育所に係る児童福祉法の規定 項に規定する公立大学法人をい 以下同じ。)であ 以下この章及

2 (略)

3

適合している旨の都道府県知事 所在施設である場合にあっては、 設 設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施 る場合にあっては、 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属 (以 下 は、 「連携施設」という。 その設置する連携施設が都道府県 当該指定都市の長))の設置者 (当該連携施設が指定都市所在施設であ 当該指定都市)の条例で定める要件に の認定を受けることができる。 (都道府県及び指定都市を除 (当該連携施設が指定都市

4 (略)

5

玉 項 携施設については、 都道府県知事 (国立大学法人法 第七条第 項及び第二項並びに第八条第 (指定都市所 (平成十五年法律第百十二号) 当該指定都市の長。 在施設である幼稚園若しくは保育所等又は 第八項及び第九項 項において同じ。 第二条第一項に規定 次条第 は、

育委員会。以下この章及び第四章において同じ。)の認定を受けること

ができる

2

都道府県知事の認定を受けることができる。
設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設
教権園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属

4 (略)

六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)以外の者び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。)、市町村及第二条第一項に規定する国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)

その申請を審査しなければならない 法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。 人をいう。 私立学校法 審査するほか、 たときは、 及び公立大学法人以外の者から、 する国立大学法人を含む。)である場合にあっては、 以下同じ。) 第一項又は第三項の条例で定める要件に適合するかどうかを (昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法 次に掲げる基準 又は社会福祉法人(社会福祉法 以下同じ。 第四号に掲げる基準に限る。)によって、 (当該認定の申請をした者が学校法人 第一項又は第三項の認定の申請があ)、市町村 (指定都市を除く。 (昭和二十六年 以下同じ

一~三 (略)

四次のいずれにも該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

続法 するものと認められる者を含む。 た日前六十日以内に当該法人の役員 いて同じ。 る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社 た者が法人である場合においては、 消 執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 申請者が、 (以下この号において「役員等」という。) であった者で当該取 取締役、 の日から起算して五年を経過しない者 (平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があ)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用 第七条第一項の規定により認定を取り消され、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 ホ及び第十七条第二項第七号にお 当該取消しの処分に係る行政 (業務を執行する社員、 (当該認定を取り消され 顧問その他 その取 取締役 かな

> 基準 から、 ならない。 条に規定する社会福祉法人をいう。 は社会福祉法人(社会福祉法 法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。 項の条例で定める要件に適合するかどうかを審査するほか、 第四号に掲げる基準に限る。 (当該認定の申請をした者が学校法人(私立学校法 第一項又は第三項の認定の申請があったときは、 (昭和二十六年法律第四十五号) によって、 以下同じ。)である場合にあっては その申請を審査しなけ 第一 以下同じ。 (昭和二十 次に掲げる 項又は第三 第二十二 ン 又 ·四年 ħ

一~三 (略)

次のいずれにも該当するものでないこと。

兀

イ〜ハ (略)

続法 使用人(以下この号において「役員等」という。)であった者で当 するものと認められる者を含む。 員 において同じ。) 又はその事業を管理する者その他の政令で定める た日前六十日以内に当該法人の役員 た者が法人である場合においては、 消しの日から起算して五年を経過しない者 る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社 申請者が、 執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、 取締役、 (平成五年法律第八十八号) 第十五条の規定による通知があ 第七条第一項の規定により認定を取り消され、 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 以下ホ及び第十七条第二項第七号 当該取消しの処分に係る行政手 (業務を執行する社員、 (当該認定を取り 顧問その他 取締役 が消され その かな 取

消 り 消 有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取 取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が の当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての 認定の取消しが、 算して五年を経過しないものを含む。) であるとき。 六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起 主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 に該当しないこととすることが相当であると認められるものとし 消された者が法人でない場合においては、 の処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するため の日から起算して五年を経過しないものを含み、 認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取 当該通知があっ 当該認定を取 ただし、 た日 当該 消 前

ホ~チ (略)

6

(略)

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あ

8

項又は第三項の認定をするものとする。ただし、 又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるとき) を除く。 社会福祉法人である場合にあっては、 その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、 らかじめ、 に該当すると認めるとき(その申請をした者が国) その申請をした者が第五項各号に掲げる基準(その者が学校法人又は 都道府県知事は、)又は公立大学法人である場合にあっては、 都道府県知事に協議しなければならない。 第一項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果、 同項第四号に掲げる基準に限る。 次に掲げる要件のいず 市町村 その申請が第一項 は、 (指定都市 第一 カコ 0

> ての 当該認定の取消しが、 消しに該当しないこととすることが相当であると認められるも 者が有していた責任の程度を考慮して、 ための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備に ら起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。 を取り消された者が法人でない場合においては、 該 して主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 0 日前六十日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消 取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止する 取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、 取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置 認定こども園の認定の取消しのうち当該認定 ニ本文に規定する認定の取 当該通. 知が 当該認定 ただし ねった 0 のと 0 日

ホ〜チ (略)

6 (略)

(新設)

7

するものとする。 める要件に適合していると認めるとき) 学法人である場合にあっては、その申請が第一項又は第三項の条例で定 社会福祉法人である場合にあっては、 その申請が第一項又は第三項の条例で定める要件に適合しており、 に該当すると認めるとき(その申請をした者が国) その申請をした者が第五項各号に掲げる基準 都道府県知事は、 ただし、 第一 項又は第三項及び第五項に基づく審査の結果 次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、 同項第四号に掲げる基準に限る。 は、 第 一項又は第三項の認定を (その者が学校法人又は 市町村又は公立大 か 0

事業支援計画をいう。以下この項及び第十七条第六項において同じ。)第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援画(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条れかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計

は、第一項又は第三項の認定をしないことができる。
「おそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるとき育て支援事業計画。以下この項において同じ。」の達成に支障を生ずる第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子間に、第二項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法

当該申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第

るとき。 は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認め 供区域) る小学校就学前子どもに係るものに限る。 める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数(同号に掲げ に限る。)が、 育施設 十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提 都市の長が第 六十二条第二項第一 (同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るもの 以下この項及び第十七条第六項において同じ。)の利用定員の総数 (同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう をいう。 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定 項又は第三項の認定を行う場合にあっては、 以下この項において同じ。)における特定教育・保 号の規定により当該都道府県が定める区域)に既に達しているか、 同法第六 (指定 又

その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援事業支援計画(子ども・子育て支援事業支援計画をいう。

とき。 施設 当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める 限る。)が、 同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに 以下この項及び第十七条第六項において同じ。)の利用定員の総数 小学校就学前子どもに係るものに限る。 る当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数 この項及び第十七条第六項において同じ。)における特定教育・保育 六十二条第二項第一 当該申請に係る施設の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第 (同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定め 号により当該都道府県が定める区域をいう。)に既に達しているか、 (同号に掲げる 以 下 又は

二·三 (略)

二 三

(略

ー・二 (略) 第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。 第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。 第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条 第七(認定の取消し)	までは、第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十一項の 第二年を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育 を規定による公示がされた施設の設置者は、当該施設において教育又は保 定	(略) 8 (報) 6 (報) 8 (報道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。 第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。 4 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次 (報) 4 (報) 4 (報) 5 (報) 6 (報) 6 (報) 7 (4 (
一・二 (略)第一項又は第三項の認定を取り消すことができる。第七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条(認定の取消し)	会ない。 (教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければなまた。第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規係を行うに当たっては、第十条第一項の幼保連携型認定こども園の教育課 を行うに当たっては、第十条第一項の認定を受けた施設及び同条第九項の規 (教育及び保育の内容)	(新設)(新設)(新設)(新設)

一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第

四~六 (略)

2 (略)

よりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、同条第十一項の規定にがされた施設が同条第一項又は第三項の当該都道府県又は指定都市の条 都道府県知事又は指定都市の長は、第三条第十一項の規定による公示

(設備及び運営の基準)

第十三条 0 神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するも け 幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、 ついては、 共同して設立する公立大学法人を含む。)が設置するものを除く。)に 型認定こども園 いう。) 項の中核市 でなければならない。 ればならない。 都道府県 (以 下 当該指定都市等。 (第二十九条第一項及び第三項において単に「中核市」と (都道府県 「指定都市等」という。) この場合において、その基準は、 (指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第 (都道府県が単独で又は他の地方公共団体と 次項及び第二十五条において同じ。)は、 の区域内に所在する幼保連携 子どもの身体的、 条例で基準を定めな 精

一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき三 第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設の設置者が第三十条第

四~六 (略)

2 (略)

同条第九項の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなけれ第一項又は第三項の条例で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、3 都道府県知事は、第三条第九項の規定による公示がされた施設が同条

(設備及び運営の基準)

ばならない。

第十三条 いて、 必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない 及び運営について、 項及び第二十五条において同じ。 を含む。)が設置するものを除く。)については、 道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法 という。)の区域内に所在する幼保連携型認定こども園 又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市 その基準は、 都道府県 (地方自治法第二百五十二条の十九第 子どもの身体的、 条例で基準を定めなければならない。) は、 精神的及び社会的な発達のために 幼保連携型認定こども園の設備 〇 以 下 当該指定都市等。 「指定都市 (都道府県 この場合にお 項の指定都市 次

2 5 5

略

(設置等の認可)

2 ~ 5 (略)

6 項の設置の認可をしないことができる ある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、 事業計画。 の設置の認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条 他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 ものとする。 に掲げる基準に該当しないと認めるときは、 第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、 都道府県知事は、 項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援 以下この項において同じ。 ただし、 第一 次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、 項及び第二項に基づく審査の結果、 の達成に支障を生ずるおそれが 第一項の設置の認可をする (指定都市等の長が同項 かつ、 その申請が 第二項各号 その 第一 6

就学前子どもに係るものに限る。 を行う場合にあっては、 含む区域 区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数 十九条第 いて同じ。 該指定都市等が定める教育・保育提供区域)をいう。 り当該都道府県が定める区域 が、 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該 (子ども・子育て支援法第六十二条第二項第 項第)における特定教育・保育施設の利用定員の総数 号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。 同法第六十一条第二項第一号の規定により当 (指定都市等の長が第一項の設置の認可)に既に達しているか、 (同号に掲げる小学校 以下この項にお 一号の規定によ 又は当該申 (同法第

(設置等の認可)

第十七条 (略)

2~5 (略)

の認可をしないことができる。 として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、 により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計 を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一 他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 ものとする。 に掲げる基準に該当しないと認めるときは、 第十三条第一項の条例で定める基準に適合しており、 以下この項において同じ。) 都道府県知事は、 ただし、 第一項及び第二項に基づく審査の結果、 次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、 の達成に支障を生ずるおそれがある場 第一項の設置の認可をする (指定都市等の長が かつ、 第一 その 第二項各号 項の設置 項 の規定 申 その 認可 請

学前子どもに係るものに限る。 域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数 が、 含む区域 に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき 九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。 る特定教育・保育施設の利用定員の総数 める教育・保育提供区域をいう。 育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区 (指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、 に既に達しているか、 以下この項において同じ。 (子ども・子育て支援法第十 (同号に掲げる小学校就 又は当該申請 子ども・子 におけ 所

請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 (略) 二・三 (略)

(教育・保育等に関する情報の提供)

第二十八条 とき、 のとする。 の概要をいう。 げる事項及び教育保育概要(当該施設において行われる教育及び保育等 供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲 項の認可をしたとき、第十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき 書類の提出を受けたとき、 又は同条第三項の書類の提出を受けたときは、インターネットの利用 印刷物の配布その他適切な方法により、これらに係る施設において提 同条第十項の申請書の写しの送付を受けたとき、 第三条第十一項の規定による公示を行う場合及び都道府県(都道府県知事は、 次条第一項において同じ。)についてその周知を図るも 第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一 第三条第一項若しくは第三項の認定をした 同条第十二項の

(変更の届出)

人を含む。

都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法

が幼保連携型認定こども園を設置する場合も、

同様とする

、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の規定に認定こども園の設置者としての中核市を除く。次条において同じ。)は第二十九条 認定こども園の設置者(都道府県、指定都市及び幼保連携型

二·三 (略)

7 (略)

教育・

保育等に関する情報の提供

第二十八条 置する場合も、 規定による公示を行う場合及び都道府県が幼保連携型認定こども園を設 において同じ。)についてその周知を図るものとする。 ようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要 な方法により、これらに係る施設において提供されるサービスを利用 提出を受けたときは、 十八条第二項の書類の写しの送付を受けたとき又は同条第三項の (当該施設において行われる教育及び保育等の概要をいう。 第十六条の届出を受けたとき、第十七条第一項の認可をしたとき、 都道府県知事は、 同様とする。 インターネットの利用、 第三条第一項又は第三項の認定をしたとき 印刷物の配布その他適切 第三条第九項 次条第一項 書類 第 \mathcal{O}

(変更の届出)

規定により周知された事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)は、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要として前条の第二十九条 認定こども園の設置者(都道府県を除く。次条において同じ

第三十条(略)	第三十条(略)
(報告の徴収等)	(報告の徴収等)
	- 行う場合も、同様とする。
	する。都道府県が設置する認定こども園について同項に規定する変更を
て同項に規定する変更を行う場合も、同様とする。	対し、第一項に規定する変更に係る事項についてその周知を図るものと
てその周知を図るものとする。都道府県が設置する認定こども園につい	提出を受けたときは、前条に規定する方法により、同条に規定する者に
する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項につい	定による書類の写しの送付を受けたとき、又は前項の規定による書類の
2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、前条に規定	4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があったとき、第二項の規
	県知事に提出しなければならない。
	する変更を行ったときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府
	にあっては、幼保連携型認定こども園に限る。)について第一項に規定
(新設)	3 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園(中核市
	、都道府県知事に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならな
(新設)	2 指定都市等の長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに
	条第一項及び第三項において同じ。)に届け出なければならない。
	する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市の長。次
	立する公立大学法人が設置するものを除く。)が中核市の区域内に所在
	該認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設
	ども園が指定都市所在施設である場合にあっては当該指定都市の長、当
出なければならない。	しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事(当該認定こ
。)をしようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け	より周知された事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)を

3	иI	٦	2
(略)	V)	都道府県知事に、当	指定都市等の長は、
		該報告に係る書類の写しを送付しなければならな	前項の規定による報告を受けたときは、速やかに
(略)			(新設)

一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県	一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県
認可基準」という。)を遵守しなければならない。	認可基準」という。)を遵守しなければならない。
育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の	育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の
第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保	第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保
(特定教育・保育施設の基準)	(特定教育・保育施設の基準)
5~9 (略)	5~9 (略)
保育所」という。)をいう。	下「保育所」という。)をいう。
けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「	受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以
九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受	十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を
がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十	示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三
第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示	第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公
二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条	二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条
定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十	定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十
十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認	十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認
教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七	教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七
4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する	4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第七条 (略)	第七条 (略)
現行	改正案

定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。)については、 のを除く。 第一項の中核市 いては、 ては、 こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。 指定都市等) 保連携型認定こども園をいう。 幼保連携型認定こども園 定により都道府県 たものである場合に限る。 要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされ 定都市所在認定こども園については、 項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県 第三条第三 規定による公示がされたものである場合に限る。 都市)の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の 定により都道府県 るものを除く。 市」という。 こども園法第三条第 (地方自治法第二百五十二条の十九第 当該指定都市) 当該指定都市)の条例で定める要件 第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指 一項の規定により都道府県 の条例で定める設備及び運営についての基準 の区域内に所在する認定こども園 以下 (以下「指定都市等」という。) の区域内に所在する (指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二 (指定都市所在認定こども園については) 項の認定を受けたものである場合又は同項の規 「指定都市所在認定こども園」 の条例で定める要件 (認定こども園法第二条第七項に規定する幼)又は認定こども園法第十三条第一項の規 以下同じ。) (指定都市所在認定こども園につ 当該指定都市) 項の指定都市 (当該認定こども園が認定 (当該認定こども園が同 (都道府県が設置するも (都道府県が設置す という。 の条例で定める 認定こども園 〇 以 下 (当該認定 当該指定 につい 「指定都 当該 (指 法

> いては、 準 において が設置するものを除く。 内に所在する幼保連携型認定こども園 同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適 第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。)、 ある場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条 に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 二条の二十二第一 方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十 る場合に限る。 合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものであ 三項の規定により都道府県の条例で定める要件 の条例で定める要件 (当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。 当該指定都市等) 「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。)につ)又は同法第十三条第一項の規定により都道府県 項の中核市 (当該認定こども園が同項の認定を受けたもので 第三十九条第二項及び第四十条第 の条例で定める設備及び運営についての基 (以下「指定都市等」という。 (認定こども園法第二条第七項 以下同じ。)(都道府県 (当該認定こども園が 一項第二号 の区域 同条第 (地

一·三 (略)

略

2 5 (略

(勧告、命令等)

第三十九条 (略)

2

園法第十七条第一項、 施設に係る教育・保育施設の認可等 て施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営を び第五項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従っ 保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。 定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。 は当該指定都市等の長を除き、 指定都市の長を除き、 していないと認めるときは、 特定教育・保育施設 市 町村長 以下この項及び次条第 (指定都市所在認定こども園 学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三 指定都市等所在幼保連携型認定こども園について (指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼 一項第二号において同じ。 遅滞なく、その旨を、 指定都市等所在保育所については当該指 (教育・保育施設に係る認定こども (幼保連携型認定こども園を除 第五項において同じ。 当該特定教育・保育 については当該 以下この項及 は

3 5 (略

道府県知事に通知しなければならない。

認定をいう。

第五項及び次条第一項第二号において同じ。)を行った都

十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第

一項若しくは第三項

 \hat{O}

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

2~5 (略)

(勧告、命令等)

第三十九条 (略)

2 二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならな 条第一 定都市等の長を除き、 法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。 教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、 て適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、 教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設とし 所在保育所を除く。 育・保育施設 又は児童相談所設置市の長を除く。 その旨を、 市町村長 項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園 (指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指 当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等 (指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等 以下この項及び第五項において同じ。)の設置者が 指定都市等所在保育所については当該指定都市等 第五項において同じ。) 第五項及び次条第一項第 学校教育法第四 は、 遅滞なく 特定教

3~5 (略)

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、

きる。 は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することがでは期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することがで当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又

一 (略)

一 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こだも園については当該指定都市の長とし、指定都市等が正認定にども園については当該指定都市の長とし、指定都市等が正認定にども園については当該指定都市等とし、指定都市等が正認定にども園については当該指定都市等とし、指定都市等が正認定にどいては当該指定都市等とし、指定都市等が正認で、教育・保育施設の認可基準に従っていては当該指定都市等とは、教育・保育施設の認可基準に従っていては当該指定都市等とは、教育・保育施設の認可基準に従っていては当該指定都市等とは、教育・保育施設の認可基準に従ったとき。

きる。は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することがで

当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、

又

(略)

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従った設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在幼保連携型部定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在幼保連携型が認めたとき。

三~十 (略)

2

(略

2

(略)

三 ~ 十

(略

 \bigcirc 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)(第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改正	案				現	行	
別表第二(第十九条、	条、第二十一条関係			別	別表第二(第十九条、	条、第二十一条関係)		
情報照会者	事 務	情報提供者	特定個人情報		情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一~三十六	(略)	(略)	(略)		一~三十六	(略)	(略)	(略)
(略)					(略)			
三十七 文部	特別支援学校への	都道府県知事	生活保護関係情		三十七 文部	特別支援学校への		
科学大臣又	就学奨励に関する	等	報であって主務		科学大臣又	就学奨励に関する		
は都道府県	法律による特別支		省令で定めるも		は都道府県	法律による特別支		
教育委員会	援学校への就学の		の		教育委員会	援学校への就学の		
	ため必要な経費の	市町村長	地方税関係情報			ため必要な経費の	市町村長	地方税関係情報
	支弁に関する事務		又は住民票関係			支弁に関する事務		又は住民票関係
	であって主務省令		情報であって主			であって主務省令		情報であって主
	で定めるもの		務省令で定める			で定めるもの		務省令で定める
			もの					もの
三十八~百十	(略)	(略)	(略)		三十八~百十	(略)	(略)	(略)
九 (略)					九 (略)			

- 16 -

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項のべなければならない。	を受けた日から二十日以内に意見を述	対する裁決をしなければならない。適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に	に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不	2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収 2	第二百二十九条 (略) 第二百二十九条 (略)	(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)	審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。	④ 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の	べなければならない。	③ 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述 ②	諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。	場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に	規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた	② 普通地方公共団体の長は、第二百三条から第二百四条まで又は前条の ②	第二百六条 (略) 第二百六条 (略) 第二百六条 (略) 第二百六条 第二百万元 第二百六 第二百六 第二百六 第二百元 第二百元 第二百元 第二百元 第二百元 第二百元 第二百元 第二百元	改正案
(新設) べなければならない。	3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述	を決定しなければならない。	に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれ	2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収	第二百二十九条 (略)	(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)		(新設)	べなければならない。	③ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述		ならない。	いての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければ	② 普通地方公共団体の長は、前項の給与その他の給付に関する処分につ	第二百六条 (略)	現行

 \bigcirc

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

5 第二項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分につ審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

いては、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普 第

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用の場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税にの場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に対している。

4・5 (略)

法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。よりした処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例に

〜ついては、裁判所に出訴することができない。 4 第二項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、同項の処分に

(督促、滞納処分等)

通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の

を徴収することができる。をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使いで、いたのとする。
は、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及びを納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。
近滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。
に次ぐものとする。

4・5 (略)

法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。 より行う処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例に

べなければならない。	べなければならない。
3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述	3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述
	ければならない。
ならない。	するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしな
いての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければ	いての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下
2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分につ	2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分につ
第二百三十八条の七 (略)	第二百三十八条の七 (略)
(行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)	(行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)
も、また、これをすることができる。	も、することができる。
11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外において	12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外において
10(略)	11 (略)
V	•
四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができな	項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない
9 第七項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、第一項から第	10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四
	審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
(新設)	9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の
べなければならない。	べなければならない。
8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述	8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述
	なければならない。
ばならない。	下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をし
ついての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなけれ	ついての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却
7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分に	7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分に

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の

(新設)

審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 員 より普通地方公共団体に損害を与えたときも、 過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことに 助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な 掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補 したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。 用している職員が故意又は重大な過失 により、 資金前渡を受けた職員、)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、 その保管に係る現金、 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職 占有動産を保管している職員又は物品を使 有価証券、 (現金については、 物品 同様とする。 (基金に属する動産を 故意又は過失 又は損傷 次に

一~四 (略)

- することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければ、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する 助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な)により、 より普通地方公共団体に損害を与えたときも、 過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことに 掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直 したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。 含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、 用している職員が故意又は重大な過失 員 資金前渡を受けた職員、 その保管に係る現金、 占有動産を保管している職員又は物品を使 有価証券、 (現金については、 物品 また同様とする。 (基金に属する動 故意又は過失 又は損傷 |接補 次に 産を

~四 (略)

- 定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなけれし、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決て当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対る 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為によつ

ならない。

4 は の監査及び決定を求めることを要しない。 じなければならない。 賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について 当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、 この場合においては、 前項の規定による監査委員 普通地方公共団体の長 賠償を命 4

5 9 略

10 従い第三項の規定による処分がなされた場合には、 審査請求をすることができない。 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に 当該処分については

11 通地方公共団体の長は、 第三項の規定による処分についての審査請

き がされた場合には 議会に諮問した上、 当該審査請求が不適法であり 当該審査請求に対する裁決をしなければならな 却下するときを除

\ \ \

12 議会は、 前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述

12

べ なければならない。

13 の審査請求を却下したときは 普通地方公共団体の長は、 第十 その旨を議会に報告しなければならない 項の規定による諮問をしない で同項

14 第 項の規定により損害を賠償しなければならない場合には 同項の

職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、

適用しな

ばならない。

償を命じなければならない。 体の長は、 賠償の命令を命ずる判決が確定した場合においては、 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟について 当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、 この場合においては 前項の規定による監 普通地方公共団

賠

5 9 略

査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

10 従い第三項の規定による処分がなされた場合においては 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に 当該処分につ

い ては、 審査請求をすることができない

11 求があつたときは、 普通地方公共団体の長は、 議会に諮問してこれを決定しなければならない。 第三項の規定による処分についての審査

べなければならない。 議会は、 前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述

(新設)

13 同項の 第一 項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては 職員の賠償責任については、 賠償責任に関する民法の規定は

これを適用しない。

V :

	審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
(新設)	4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の
べなければならない。	べなければならない。
3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述	3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述
	ければならない。
ならない。	するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしな
いての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければ	いての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下
2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分につ	2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分につ
第二百四十四条の四(略)	第二百四十四条の四(略)
(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)	(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(抄)(第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

* 化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第六条による改正後のもの 「現行」は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)第二条及び第百九十三回国会に提出の地域包括ケアシステムの強

ればならない。)に届け出なければならない。
の長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なけ	若しくは中核市の長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。
く、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市	く、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市
項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞な	項に変更があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞な
③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事	③ 前項の規定により届出をした指定障害児事業者等は、その届け出た事
三(略)	四 (略)
	在する指定障害児通所支援事業者の根本の長
	二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所
(新設)	三 当該指定に係る障害児通所支援事業所が一の地方自治法第二百五十
二(略)	二(略)
児通所支援事業者 都道府県知事	障害児通所支援事業者 都道府県知事
一 次号及び第三号に掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定障害	一次号から第四号までに掲げる指定障害児通所支援事業者以外の指定
備に関する事項を届け出なければならない。	備に関する事項を届け出なければならない。
める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整	める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整
② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定	② 指定障害児事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定
第二十一条の五の二十六(略)	第二十一条の五の二十六 (略)
現行	改 正 案

第二十一条の五の二十七(略)

(次条第五項において「関係都道府県知事」という。)と密接な連携のきは、当該指定障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事② 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長が前項の権限を行うと

下に行うものとする。

する。

- 県知事に通知しなければならない。 ・ で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府 ・ 都道府県知事の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、厚生労働省 ・ 原生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による
- ⑤ (略)

第二十一条の五の二十八(略)

- ②~④ (略)
- ⑤ 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定障害児通所支

第二十一条の五の二十七(略)

障害児通所支援事業者に係る指定を行つた都道府県知事(次条第五項に② 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは、当該指定

おいて「関係都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものと

備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長害児通所支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整善が通行県知事は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障

第一項の権限を行うよう求めることができる

- なければならない。(④ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、前項の規定による都道府県知事に通知しるにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しる。
- ⑤ (略)

第二十一条の五の二十八(略

② (4)

(略

より、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところに⑤ 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定障害児通所支援事業者が第三

第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたに定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条3元より、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるとこ

②~⑦ (略

ものを除く。)において保育しなければならない。

第五十九条の四 市等に適用があるものとする 法律中都道府県に関する規定は、 都市等」という。 ろにより、 市 政令で定めるものは、 (以下「児童相談所設置市」という。) においては、 (特別区を含む。 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市 この法律中都道府県が処理することとされている事務で が処理するものとする。 以下この項において同じ。)として政令で定める市 指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する 指定都市等に関する規定として指定都 この場合においては、 政令で定めるとこ (以 下 「指定 この

② 5 (略

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところによい、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべきのを除く。)において保育しなければならない。

②~⑦ (略)

政令で定める。 設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、第二十四条の十九の二 第二節第三款の規定は、指定障害児入所施設等の

第五十九条の四 の法律中都道府県に関する規定は、 る市 政令で定めるものは、 都市等に適用があるものとする。 定都市等」という。 ころにより、 市 第 (以 下 項の中核市 (特別区を含む。 「児童相談所設置市」という。)においては、 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市 この法律中都道府県が処理することとされている事務で (以下「中核市」という。) 並びに児童相談所を設置)が処理するものとする。この場合においては、 以下この項において同じ。)として政令で定める 指定都市及び地方自治法第二 指定都市等に関する規定として指定 一百五十二条の二十二 政令で定めると (以 下 「指

②~⑤ (略

改正案	現行
(業務管理体制の整備等)	(業務管理体制の整備等)
第五十一条の二 (略)	第五十一条の二 (略)
2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者	2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者
に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関	に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関
する事項を届け出なければならない。	する事項を届け出なければならない。
一 次号から第四号までに掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都	一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府
道府県知事	県知事
二(略)	二(略)
三 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の	(新設)
二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する	
指定事業者等中核市の長	
四 (略)	三(略)
3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変	3 前項の規定により届出をした指定事業者等は、その届け出た事項に変
更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、そ	更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、そ
の旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しく	の旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長(
は中核市の長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届	以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければな
け出なければならない。	らない。
4 • 5 (略)	4・5 (略)

 \bigcirc

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)(抄)(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

(報告等)

第五十一条の三 (略)

長に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必える報道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事。

県知事に通知しなければならない。
令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府常知事の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省4 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、前項の規定による

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四(略)

2~4 (略)

により、当該違反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところ5 厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の長は、指定事業者等が第

(報告等)

第五十一条の三 (略)

都道府県知事」という。)と密接な連携の下に行うものとする。事業者等に係る指定を行った都道府県知事(次条第五項において「関係2 厚生労働大臣又は指定都市の長が前項の権限を行うときは、当該指定

項の権限を行うよう求めることができる。要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長に対し、第一業者等における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必業者等限の事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定事

なければならない。
 本の結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しるにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事に通知しまめに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるとこまの場所を収入して、
 本の規定による都道府県知事の

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の四 (略)

2~4 (略)

反の内容を関係都道府県知事に通知しなければならない。 る命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違5 厚生労働大臣又は指定都市の長は、指定事業者等が第三項の規定によ

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、 指定相談支援事業者は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 業務管理体制の整 当該各号に定

次号から第五号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支

備に関する事項を届け出なければならない。

二 三 (略

援事業者

都道府県知事

兀 当該指定に係る事業所が一の中核市の区域に所在する指定相談支援

業者 第一 一号に掲げるものを除く。 中核市の長

五. 略

3 項に変更があったときは、 しくは中核市の長又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事 その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事、 厚生労働省令で定めるところにより、 指定都市若 遅滞な 3

4 • 5 (略)

という。)

に届け出なければならない。

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 に係る指定を行った都道府県知事(以下この項及び次条第五項において 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定一般相談支援事業者

(業務管理体制の整備等)

第五十一条の三十一 (略)

2 める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、 指定相談支援事業者は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 業務管理体制の整 当該各号に定

備に関する事項を届け出なければならない。

次号から第四号までに掲げる指定相談支援事業者以外の指定相談支

(略)

援事業者

都道府県知事

(新設)

四

略

長又は市町村長(以下この款において「厚生労働大臣等」という。)に く、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、 項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、 前項の規定により届出をした指定相談支援事業者は、その届け出た事 都道府県知事、 指定都市 遅滞な

4 • 5 (略

届け出なければならない。

(報告等)

第五十一条の三十二 (略)

2 に係る指定を行った都道府県知事 厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該指定 (以下この項及び次条第五項において 般相談支援事業者

府県知事と密接な連携の下に行うものとする。
町村長と、指定都市又は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係

権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならを行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、前

5 (略)

ない。

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三(略)

2~4 (略

5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長は、指

密接な連携の下に行うものとする。
町村長と、指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市「関係都道府県知事」という。)又は当該指定特定相談支援事業者に係

第一項の権限を行うよう求めることができる。第一項の権限を行うよう求めることができる。都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特別し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る指定特定相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長にて必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は指定都市の長にない。

求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。 、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは4 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、前項の規定による

5 (略)

(勧告、命令等)

第五十一条の三十三(略)

2~4 (略)

| 5 厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、指定相談支援事業

働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は定相談支援事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労

関係市町村長に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関するする。

ところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定める

(大都市等の特例)

通知しなければならない。

第百六条 とする。 る規定は、 処理するものとする。 しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。 置市」という。)においては、政令で定めるところにより、 五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市 規定で政令で定めるものは、 二十二第一項の中核市 この法律中都道府県が処理することとされている事務に関する 指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるもの この場合においては、この法律中都道府県に関 (以 下 指定都市及び地方自治法第二百五十二条の 「中核市」という。)並びに児童福祉法第 (以下「児童相談所設 指定都市若

- 30 -

段」とあるのは「第十項において準用する前項後段」と、「農作物を」段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前項後段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前条第一項	しないことその也当核種類」とあるのは「当核種類」と、「司項第一いての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準合において、第二項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類合において、第二項及び前二項の規定は、家畜共済について準用する。こ (新設)	④~⑨ (略) 40~⑨ (略) とができる。 共済を行うことができる。 号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物共済を行うこ 条第一項第一号の農作物の全	の農作物共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、同 の農作物共済においてその共済目的	③ 前項前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第 ③ 前項前段若しくは第八項の② (略) ② (略) 第八十五条 (略)	改 正 案 現
		とができる。 号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物	においてその共済目的の種類とすることができ、また、前あるときは、その共済目的の種類としていない農作物をそくは第八項の規定により農作物共済を行わない農業共済組農作物の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は	前項前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第(略)	行

る第三項」 第三号の家畜 前 同項第四号中 条第 同項第一 第八項中 項第一 と読み替えるものとする。 二号及び第三号中 一第三項」 لح 二号の家畜」 「前条第 前項中 とあるのは 一項第一号の農作物」 「第三項」とあるのは کے 「前条第 「農作物は」とあるのは 「第十項において準用する第三項」 項第 一号の農作物」 とあるのは 「次項において準用 「前条第 とあるのは 家畜は」

第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。
 済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から所属する農業共済組合連合会が第百二十一条第二項の規定によりその共の、農業共済組合(特定組合を除く。第十三項において同じ。)は、その

① · ③ (略)

第八十五条の七 前段若しくは第八項」とあるのは 0) は の間に農作物共済の共済関係の存する者」と、 五条第二項中 ら第六号までに掲げるものとする。 三条第一項中 四条第 は 八項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、 「第八十五条の七において準用する前条第一 「共済規程」とあるのは 「第八十五条の七において準用する前項」と、 項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び 「次のとおりとする。 「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村と 共済事業を行う市町村については、 「共済事業の実施に関する条例」と、 「第八十五条の七において準用する前 _ と、 」とあるのは 第八十四条第二 項」 「前条第 と、 「第一号及び第三号か 第八十三条、 同条第三項中 「前項」 一項及び第四項 項」とあるの 第八十 第八十 第八十 とある 「前 項

① ② (略)

第八十五条の七 四条第 のは 前段若しくは第八項」とあるのは は の間に農作物共済の共済関係の存する者」と、 五条第二項中 ら第六号までに掲げるものとする。 三条第一項中「次のとおりとする。 第八項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、 「第八十五条の七において準用する前条第一項」 「共済規程」とあるのは 「第八十五条の七において準用する前項」と、 一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び 「当該農業共済組合の組合員」とあるのは 共済事業を行う市町村については、 「共済事業の実施に関する条例」と、 「第八十五条の七において準用する前 _ と、 」とあるのは 第八十四条第二 「前条第 「第一号及び第三号 と、 第八十三条、 同条第三 「当該市町 「前項」 一項及び第四 項」 項中 とあるの 第八十 第八十 とある 第八十 村と 前 項

項中 のは のは 条第 号の農作物」 は 用する第三項中」 の共済関係 用する第二項 項」とあるのは とあるのは の議決」とあるのは「議会の議決」と、 0) 1 事業の実施区域」 用する第八項若しくは同条第二項第 しくは第八項、 くは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若 おいて準用する第八項若しくは同条第一 項前段若しくは第八項、 おいて準用する同条第二項第二号」 「第八十五条の八第 は て準用する前条第一 「同条第四項において準用する同条第1 同条第十項中 「第八十五条の七において準用する第三項」と、 項第 「同条において準用する第二項中 「第三項」とあるのは 第八十五条の七において準用する前項」と、 の存する者」と、 一号」 「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、 とあるのは 第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準 「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第九 と、 ٢ と と 第二項、 項 項」 同条第四項中 「前条第一項」とあるのは 「第二項中 「前項前段」と、 第 第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項に と、 同号の家畜」 号 「第八十五条の七において準用する第三項」 」とあるのは 「第三項中」とあるのは 同条第五項及び第六項中 とあるのは 「当該農業共済組合の組合員」とある ح 「その区域」とあるのは 一号」と、 一項第一号」 」とあるのは 「当該市町村との間に農作物共済 同条第八項中「第三項」とある لح 一項第 同 「第八十五条の七において準 1条第 第八項」 「第八十五条の八 号 「同号」 「第八十五条の七にお と、 項 同条第六項中 とあるのは 第 「前項前段」 「同条において準 第一 とあるの 「前項後段若し 「前項」 号 項の規定」 「その共済 とあるの 第四項に とある は 「総会 同 同 前 同 条

> 項中 項前段若しくは第八項、 第 いて準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、 十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは は 五条の七において準用する同項」と、同条第九項中 の七において準用する第一項の規定」と、 おいて準用する第三項」と、 会の議決」と、 おいて準用する前項」と、 前条第一項」とあるのは 条第四項中 において準用する第八項若しくは第八十五条の八第一 前項後段若しくは第八項、 項後段若しくは第八項」とあるのは おいて準用する第八項若しくは第八十五条の八第一 と 「第八十五条の七において準用する第三項」と、 項 前 同条第五項及び第六項中 と読み替えるものとする 条第 「その区域」とあるのは 項 同条第八項中「第三項」とあるのは とあるのは 第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項に 「第八十五条の七において準用する前条第 第八十五条の八第一 同条第六項中 「第一項の規定」とあるのは「第八十五 「第八十五条の七において準用する前 「前項」とあるのは 「第八十五条の七において準用する 「その共済事業の実施区域」 「総会の議決」とあるのは 「同項」とあるのは 二項第二号若しくは第三項 一項第一号」 「第八十五条の七にお 同条第十項中 二項第一 「第八十五条の七 「第三項」とある 「第八十五条の 号 同条第十一 「第八十 と と 「第八 七 前 「議 項 同

| 「第八十五条の七において準用する前条第一項」と読み替えるものとは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十二項中「前条第一項第四号から第六月まで」と、同条第十一項中「第八十三条第一項第四号から第六日の1991年では、「前項中」とあるのは「同条において準用する。

第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八件五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定にかかわらず、その共係る農作物共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十

②·③ (略)

4 二項中 るものとする。 あるのは あるのは 物」とあるのは 用する同条第三項」 前 一項の規定は、 「第八十五条第三項」 |第八十五条第十項において準用する同条第八項」と読み替え 家畜は」 「第八十四条第一項第三号の家畜」と、 と 家畜共済について準用する。この場合において、 同項第一 同項第一号中 とあるのは 一号及び前項中 一第八十四条第 「第八十五条第十項において準 「第八十五条第八項」 項第一号の農作 「農作物は」 第

第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定にかかわらず、その共済等イの共済事業の共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十できない。

②·③ (略)

(新設)

1				
②・③ (略)	できる。	合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないことが	し、当該都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会がない場	第百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。ただ
②・③ (略)				第百四十三条の二
				都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)(第八条関係)

「現行」は、森林法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十四号)第一条による改正後のもの

※ ○

6 · 7 (略) 6	三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。	ること。	二項第二号の森林の整備及	こと。				の区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。	ろにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるもの	ときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるとこ	都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとする 5	2~4 (略)	第六条 (略)	(地域森林計画の案の縦覧等)	改正案
6 · 7 (略)	(新設)		(新設)	(新設)	ては、農林水産大臣の同意を得なければならない。	、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備につい	備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積	、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整	ろにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において	ときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるとこ	都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとする	2~4 (略)	第六条 (略)	(地域森林計画の案の縦覧等)	現行

	住宅の機能を集約するために施設に代わるべき公営住宅を建設し、若しく
。 に従って行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする	していた土地に近接する土地に、新たに当該涂却する公営住宅に代われて、「は「大」という。」という。
はいうに下のしょうという。 しょけき こうま にことうり にっする土地に新たに整備する事業を含む。) でこの法律で定めるところ	住宅及び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地
び共同施設と一体の公営住宅又は共同施設を当該区域内の土地に隣接	設を建設する事業(新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営
設する事業(新たに建設する公営住宅又は新たに建設する公営住宅及	域に、新たに公営住宅を建設し、若しくは新たに公営住宅及び共同施
に、新たに公営住宅を建設し、又は新たに公営住宅及び共同施設を建	「公営住宅等の存していた土地」という。)の全部若しくは一部の区
を除却するとともに、これらの存していた土地の全部又は一部の区域	を除却するとともに、これらの存していた土地(以下この号において
の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)	の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)
施設(第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項	施設(第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第三項
りをしたものに限る。)を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同	りをしたものに限る。)を除却し、又は現に存する公営住宅及び共同
条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取	条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取
十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅(第七条第一項又は第八	十五 公営住宅建替事業 現に存する公営住宅 (第七条第一項又は第八
一~十四 (略)	一~十四 (略)
該各号に定めるところによる。	該各号に定めるところによる。
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当 第二条
(用語の定義)	(用語の定義)
現行	改正案

ものとする。 めるところに従って行われるものをい V) これに附帯する事業を含む

十六 (略)

(家賃の決定)

基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、 公営住宅の毎月の家賃は、 毎年度、 入居者からの収入の申告に 規模、 建設時

からの経過年数その他の事項に応じ、 かつ、 近傍同種の住宅の家賃 次

項の規定により定められたものをいう。

以下同じ。)以下で、政令で定

告がない場合において、 めるところにより、 事業主体が定める。 第三十四条の規定による報告の請求を行つたに ただし、 入居者からの収入の申

もかかわらず、 公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、 当該公

営住宅の家賃は、 近傍同種の住宅の家賃とする

2 • 略

4 事業主体は、 公営住宅の入居者 (介護保険法 (平成九年法律第百二十

第五条の二第 一項に規定する認知症である者、 知的障害者福祉法

令で定める者に該当する者に限る。 (昭和三十五年法律第三十七号) にいう知的障害者その他の国土交通省 第二十八条第四項において同じ。

が第 項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による

報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは 同 『項の規

定にかかわらず で定めるところにより 当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、 毎年度 他の国 政令

土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営 同条の規定による書類の閲覧の請求その

> 十六 (略)

(家賃の決定)

第十六条 わらず、 告がない場合において、 めるところにより、事業主体が定める。ただし、 項の規定により定められたものをいう。 からの経過年数その他の事項に応じ、 基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、 公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、 第三十四条の規定による請求を行つたにもか かつ、 以下同じ。 近傍同種の住宅の家賃 入居者からの収入の申告に 入居者からの収入の申 以下で、 当該公営住宅 規模、 政令で定 建設時 事

2 • 3 略

の家賃は、

近傍同種の住宅の家賃とする

(新設)

第二十九条(略)	第二十九条(略)
(新設)	公営住宅の家賃について準用する。
	近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
	通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、
	月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交
	四項の規定及び第二項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎
	告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十六条第
	て同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報
(新設)	4 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合におい
る公営住宅の家賃について準用する。	規定する公営住宅の家賃について準用する。
3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条の規定は、前項に規定す	3 第十六条第三項、第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に
2 (略)	2 (略)
第二十八条 (略)	第二十八条 (略)
(収入超過者に対する措置等)	(収入超過者に対する措置等)
5 (略)	6 (略)
減免することができる。	、家賃を減免することができる。
の他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を	ることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは
4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかつていることそ	5 事業主体は、第一項又は前項の規定にかかわらず、病気にかかつてい
	つ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。
	住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、か

よる家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項の規定に の胡第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定に の胡第二項の規定による敷金の減免、第十九条(第二十八条第三項若しくは 二十	用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八条第二項者しくは第五項又は第二十九条第九項において準 十五	_	第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第四項若しくは第 第三4	(収入状況の報告の請求等)(収入状況の報告の請求等)	る家賃又は第七項に規定する金銭について準用する。	第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、第六項に規定す 8 第	(略) 6 7	近傍同種の住宅の家賃とする。	六条第一項及び第四項並びに前条第二項及び第四項の規定にかかわらず 六条	宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十 宅に	公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住 5 公	(略)	項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。	第一項の政令で定める基準及び前項の条例で定める基準は、前条第一 2 前	に係る収入の基準を別に定めることができる。	かわらず、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しの請求	の安定を図るため特に必要があると認めるときは、前項の規定にか	
の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九条第一項二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)	は金銭の減免、第十八条第二項の規定による敷金の減免、第十九条(第十九条第八項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しく	の規定による家賃の決定、第十六条第四項(第二十八条第三項又は第二	第三十四条 事業主体の長は、第十六条第一項若しくは第二十八条第二項	(収入状況の報告の請求等)	る家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。	第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定す	7 (略)	とする。	六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃	宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十	公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住	4 (略)	度超えるものでなければならない。	前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程				

3 2 第三十七条 4 雇主、 は、 ければならない。 る。 三 類を閲覧させ、 条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるとき よる明渡しの請求、 (建替計画) 建替計画においては、 されること 設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保 設を建設する場合にあつては、 ていた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施 建替計画は、 設を建設する場合にあつては、 ていた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施 (略) 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存し 公営住宅の入居者の収入の状況について、 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存し その取引先その他の関係人に報告を求め、 (略) (略) 若しくはその内容を記録させることを求めることができ 次に掲げる事項について適切な考慮が払われたものでな 第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十 次に掲げる事項を定めなければならない。 当該建設をする土地の区域 当該公営住宅又は公営住宅及び共同施 当該入居者若しくはその 又は官公署に必要な書 4 3 2 第三十七条 とができる。 は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認 れたものでなければならない。 めるときは、 必要な書類を閲覧させ、 くはその雇主、 (新設) (新設) (新設) (建替計画) 建替計画は、 建替計画においては、 (略) (略) 公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若し (略) その取引先その他の関係人に報告を求め、 土地の適正かつ合理的な利用について適切な考慮が払わ 若しくはその内容を記録させることを求めるこ 次に掲げる事項を定めなければならない。 又は官公署に

5~7 (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

・ 公舎主配う尽賃が発育の公舎主配う最終の戻賃を留とらしてより、 を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居す第四十三条 事業主体は、第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者 第

当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六る公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、

九条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居条第一項若しくは第四項、第二十八条第二項若しくは第四項又は第二十

2 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用

者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅又は共同施設の処分)

する。

2~3 (略)

第四十四条

略

4 くは第四項又は第二十九条第六項の規定にかかわらず、 認めるときは、 を超えることとなり、 お 0 いて、 除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合に 事業主体は、 新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃 第十六条第一項若しくは第四項、 前 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅 当該入居者の居住の安定を図るため必要があると 第二十八条第二項若し 政令で定めると

ころにより、

当該入居者の家賃を減額するものとする

5~7 (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

一条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらずる公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六条第一項、第二十八条第二項又は第二十九条第五項の規定にかかわらず。

第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準

用

2

する。

第四十四条 (略)

(公営住宅又は共同施設の処分)

2~3 (略)

5 第十六条第六項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用 5	5 第十六条第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用
する。	する。
6 (略)	6 (略)
(管理の特例)	(管理の特例)
第四十七条 (略)	第四十七条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公	3 第一項の地方公共団体又は地方住宅供給公社は、同項の規定により公
営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共	営住宅又は共同施設の管理を行う場合においては、当該公営住宅又は共
同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うもの	同施設の事業主体に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うもの
とする。	とする。
一~三 (略)	一~三 (略)
四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は	四 第二十九条第一項の規定により入居者に対し明渡しを請求し、又は
同条第八項の規定により期限を延長すること。	同条第七項の規定により期限を延長すること。
五~八 (略)	五~八 (略)
4~6 (略)	4~6 (略)

国土利用計画法

(昭和四十九年法律第九十二号) (抄) (第十条関係)

0
国民健康保険法
(昭和三
(昭和三十三年法律第百九十二号)
抄)
(附則第九条関係)

3・4 (略) 百三十一条の三第三項前段及び第十一項の規定を準用する。 2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二 2	きる。 しくはその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することがで	都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地岩者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、	各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項 は	改 正 案
3・4 (略) 百三十一条の三第三項前段及び第十項の規定を準用する。 2 前項の規定により組合が処分を行う場合においては、地方自治法第二	。はその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求することができる	都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所地又者が、その指定の期限までに当該徴収金を完納しないときは、組合は、	各号のいずれかに該当したことによる繰上徴収の告知を受けた納付義務第八十条 第七十九条の規定による督促又は地方税法第十三条の二第一項	現行

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(抄)

(附則第十条関係)

 \bigcirc 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号) 抄) (附則第十一条関係)

改

正

案

(傍線部分は改正部分)

(公営住宅の使用)

第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他 第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他 室第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他 室

·二 (略)

2 (略)

居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号。以下「高齢いては、同法第十六条第五項中「前項」とあるのは「前項及び高齢者の十六条第五項及び第六項、第三十四条並びに第五十条の規定の適用につい。 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第

(公営住宅の使用)

現

行

第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他第五十一条 公営住宅の事業主体は、高齢者向けの賃貸住宅の不足その他

·二 (略)

三 前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十六条第四項及び第五項、
二十二条に定めるもののほか、入居者の選定方法その他の当該公営
第三十二条に定めるもののほか、入居者の選定方法その他の当該公営
に
二
前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十六条第四項及び第五項、

2 (略)

者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法」という。)第十六条第四項及び第五項、第三十四条並びに第五十条の規定の適用につ計二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第3 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第

者居住法」という。)第五十一条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前各項(前項にあっては、高齢者居住法第五十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「第十六条第五項(第二十八条第三項若しくは第五項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第五項(第二十八条第三項若しくは第五項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第五の」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするとあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするとあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とするの」とあるのように対している。

- 48 -

める。	める。
合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定	合併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定
及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「	及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「
条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項	条第一項前段、第二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項
て準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八	て準用する。この場合において、同法第二百九条第二項、第二百二十八
三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務につい	三条の三並びに第二百四十三条の五の規定は、合併特例区の財務につい
一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十三項、第二百四十	一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十
二条の三(第三項を除く。)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第	二条の三(第三項を除く。)、第二百四十三条、第二百四十三条の二第
条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十	条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十
条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八	条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百三十八
十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五	十四条の三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五
三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三	三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三
二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百	二百三十二条の二、第二百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百
第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第	第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第
ら第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、	ら第二百二十七条まで、第二百二十八条第一項前段、第二百三十一条、
、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条か	、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条か
ら第二百十四条まで、第二百十五条(第五号を除く。)、第二百十六条	ら第二百十四条まで、第二百十五条(第五号を除く。)、第二百十六条
第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条か	第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条か
(地方自治法の財務に関する規定の準用)	(地方自治法の財務に関する規定の準用)
現行	改正案

0
東日本大震災復興特別区域法(
(平成)
十三
(平成二十三年法律第百二十二号)
抄)
(附則第十三条関係)

改

正

案

現

行

、傍線部分は改正部分)

第四十八条 載することができる。 0 漁港の区域をいう。 項に規定する漁港区域(同条第一項又は第二項の規定により指定された ものに限り、 定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係る は指定の取消し 実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、 (土地利用基本計画の変更等に関する特例 号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項(第三号に 取消しに係るものに限る。)については、 に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、 第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第二 (第九項において「土地利用基本計画の変更等」という 以下この条において同じ。) 指定、 共同作成の場合に限り、 の指定、 廃止、 復興整備事業の 決定、 変更又は指定 解除又 記 第四十八条 漁港の区域をいう。 ものに限り、 は指定の取消し (土地利用基本計画の変更等に関する特例

載することができる。 の取消しに係るものに限る。)については、 項に規定する漁港区域(同条第一項又は第二項の規定により指定された 定める事項にあっては都道府県が定める都市計画の決定又は変更に係る 実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、 号から第四号まで及び第六号から第八号までに定める事項(第三号に に係る当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、 第四十六条第二項第四号に掲げる事項には、 第八号に定める事項にあっては漁港漁場整備法第六条第一 (第九項において「土地利用基本計画の変更等」という 以下この条において同じ。 指定、 共同作成の場合に限り、 の指定、 廃止、 復興整備事業 決定、 変更又は指定 解除又 第 記 0

変更に係る国土利用計画法第九条第二項各号に掲げる地域及び同条第 三項に規定する土地利用の調整等に関する事項 第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。 土地利用基本計画 (国土利用計画法 (昭和四十九年法律第九 の変更 八十二号 当該

2 (略)

(略)

3

被災関連市町村等は、

協議会が組織されていない場合又は会議におけ

2

略

略

地利用の調整等に関する事項

変更に係る同条第二項各号に掲げる地域及び同条第三項に規定する土

第九条第一項に規定する土地利用基本計画をいう。

土地利用基本計画

(国土利用計画法

(昭和四十九年法律第九十二号

の変更

当該

3 被災関連市町村等は、 協議会が組織されていない場合又は会議におけ

記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令 る協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を

定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規

二~十二 (略)

通大臣の意見を聴くこと。

4 9

(略)

に定める手続を経なければならない。 国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号 に定める手続を経なければならない。

記載しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令 る協議が困難な場合において、復興整備計画に次の各号に掲げる事項を

・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号

通大臣に協議をすること。 定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規

二~十二 (略)

4 9 (略)

4~9 (略)	4~9 (略)
二~十二 (略)	二~十二 (略)
通大臣に協議をすること。	通大臣の意見を聴くこと。
定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交	定する審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して国土交
一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規	一 第一項第一号に定める事項 国土利用計画法第三十八条第一項に規
める手続を経なければならない。	める手続を経なければならない。
土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定	土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定
しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国	しようとするときは、当該事項について、内閣府令・農林水産省令・国
る協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載	る協議が困難な場合において、復興計画に次の各号に掲げる事項を記載
3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議におけ	3 特定被災市町村等は、協議会が組織されていない場合又は会議におけ
2 (略)	2 (略)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
(土地利用基本計画の変更等に関する特例)	(土地利用基本計画の変更等に関する特例)
現行	改正案

大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)(抄)

(附則第十四条関係)